

各公民館の職員の雇用形態

1 中央公民館

職名	人数	雇用形態
総括館長	1人	契約社員
館長	1人	契約社員
職員	7人	契約社員
受付職員	2人	契約社員
受付職員	3人	アルバイト

2 東公民館

職名	人数	雇用形態
館長	1人	契約社員
職員	3人	契約社員
受付職員	2人	契約社員
受付職員	2人	アルバイト

3 西公民館

職名	人数	雇用形態
館長	1人	契約社員
職員	4人	契約社員
受付職員	1人	契約社員
受付職員	6人	アルバイト

4 雇用形態について

契約社員・アルバイトに関わらず雇用契約期間は、1年以内としています。

ただし、労働契約法では「同一使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて反復して更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換します。」と定められていますので、契約社員に関しては、継続して有期雇用契約を締結更新されている職員は、本人の申出により、5年間の継続勤務以降は無期労働契約への転換を行います。